

秋田市訓令第7号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条後段を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。